

大阪公立大学森之宮キャンパス施設一時貸付取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程に定める公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の土地及び建物（以下「施設」という。）の森之宮キャンパスにおける一時貸付の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 一時貸付できる使用目的については、法人の業務に支障のない範囲で、次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 学術団体等が主催する教育・学術に関する講演会及び研究会等に使用する場合
- (2) 国及び地方公共団体が行う事業等に使用する場合
- (3) 国家資格試験等の会場として使用する場合
- (4) 法人関連団体が学生・教職員等を対象とした事業に使用する場合
- (5) その他公立大学法人大阪理事長（以下「理事長」という。）が使用を認めた場合

(貸付施設)

第3条 一時貸付は、別表第1に定める施設を対象とする。

(貸付手続)

第4条 施設の貸付けを受けようとする者は、原則として使用開始日の1か月前までに、大阪公立大学施設一時貸付申請書（様式第1号）を理事長に提出し、許可を得なければならない。

2 理事長は、施設の貸付けを許可したときは、施設の貸付けの許可を得た者（以下「使用者」という。）に対し大阪公立大学施設一時貸付許可書（様式第2号）を発行する。

(貸付料)

第5条 理事長は、貸付けにあたり、使用者から別表第1に定める貸付料及び水道光熱費（以下「貸付料等」という。）を徴収する。

2 使用者は、貸付期間終了後法人が発行する請求書により、貸付料等を法人の指定する日までに、法人の指定する銀行口座に振り込まなければならない。

3 貸付料等は返還しない。ただし、理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸付料等の減免基準)

第6条 次に掲げる貸付けにおいては、貸付料等の全部又は一部を免除することができる。

事由	減免
(1) 法人関連団体が法人・大学運営に密接に関連する事業に使用する 場合	貸付料及び水道光熱費の全額
(2) 法人・大学が共催して行われる行事やイベントに使用する 場合	貸付料の全額
(3) その他理事長が特に認めた場合	個別の事情により別途定める

(貸付料等の減免手続)

第7条 貸付料等の減額又は免除を受けようとする者は、施設貸付料減額・免除申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責に帰する事由により、施設、設備及び物品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大阪公立大学施設一時貸付申請書等に記載された目的以外の用途に使用しないこと。また、貸与された施設を第三者へ転貸しないこと。
- (2) 貸与された施設、設備及び物品等の保全に留意すること。
- (3) 火災予防に細心の注意を払い、大学構内では喫煙をしないこと。
- (4) 大学の構内は原則、車両入構禁止である。使用当日、やむを得ず車両を入構させる必要があるときは、事前に法人に申請すること。その場合にあっても、必要最小限の範囲に留めること。また、当日の利用者による近隣への迷惑駐車を防止するための策を講じること。
- (5) 許可なくして施設内において飲食をしないこと。
- (6) 掲示物は、指定した場所以外に掲示しないこと。
- (7) 法人は、施設について瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。
- (8) 施設内における盗難や紛失等の事故や事件に関し、法人はその責を負わない。使用者の責において解決を図ること。
- (9) 使用後は、清掃等後片付けをして、施設を原状回復のうえで返還すること。
- (10) その他、法人担当者の指示に従うこと。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別表第1

円

森之宮キャンパス

建物名称	階数	部屋名称	面積 (㎡)	1時間あたりの貸付料等 (税込)		内訳		
				6~9月、 12~3月の間	左記以外の 期間	貸付料 (税込)	水道光熱費	
							6~9月、 12~3月の間	左記以外の 期間
森之宮 学舎	1	食堂	636.16	28,455	26,814	25,803	2,652	1,011
		サブアリーナ	1032.54	8,564	5,900	4,259	4,305	1,641
		メインアリーナ	1516.09	12,575	8,663	6,253	6,322	2,410
		男子ロッカー (シャワー室併設)	69.24	571	393	284	287	109
	2	マルチユースルーム	296.46	2,458	1,693	1,222	1,236	471
		多目的スタジオ	202.32	1,676	1,154	833	843	321
		フィットネスルーム	121.19	1,004	691	499	505	192
		204 (会議室)	137.45	6,147	5,792	5,574	573	218
		食堂2	229.14	10,248	9,657	9,293	955	364
		女子ロッカー (シャワー室併設)	69.24	571	393	284	287	109
		3	301	154.5	6,910	6,511	6,266	644
	302		162	7,245	6,827	6,570	675	257
	303		162	7,245	6,827	6,570	675	257
	304		158.06	7,069	6,661	6,410	659	251
	305		75.04	3,355	3,162	3,043	312	119
	306		80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	307		80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	308		80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	309		80.01	3,578	3,372	3,245	333	127
	310		79.2	3,542	3,337	3,212	330	125
	311		79.2	3,542	3,337	3,212	330	125
	312		79.2	3,542	3,337	3,212	330	125
	講堂控室 (314)		28.34	1,267	1,194	1,149	118	45
	講堂 (舞台袖を含む)		413.96	18,513	17,445	16,788	1,725	657
	フューチャールーム		153.18	6,850	6,455	6,212	638	243
	4		メイカーズラウンジ	197.77	8,845	8,335	8,021	824
		メイカーズスペース (オーサリングスタジオを含む)	128.94	5,766	5,433	5,229	537	204
		401	347.64	15,549	14,652	14,100	1,449	552
		402	353.46	15,809	14,898	14,336	1,473	562
		403	344.82	15,423	14,534	13,986	1,437	548
		404	156.8	7,013	6,609	6,360	653	249
		417	165.4	7,397	6,970	6,708	689	262
		418	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
419		80.64	3,606	3,398	3,270	336	128	
420		79.52	3,556	3,351	3,225	331	126	
5	イベントホール	225.25	10,075	9,494	9,136	939	358	
	501	155.86	6,970	6,568	6,321	649	247	
	502	85.35	3,816	3,596	3,461	355	135	
	503	148.46	6,640	6,257	6,021	619	236	
	504	170.23	7,613	7,174	6,904	709	270	
	505	91.44	4,089	3,853	3,708	381	145	
	506	90.87	4,063	3,829	3,685	378	144	
	507	92.01	4,114	3,877	3,731	383	146	
	508	91.24	4,080	3,845	3,700	380	145	

	509	91.24	4,080	3,845	3,700	380	145
	510	90.05	4,027	3,795	3,652	375	143
	511	90.82	4,060	3,826	3,682	378	144
	512	91.24	4,080	3,845	3,700	380	145
	513	90.62	4,052	3,819	3,675	377	144
	514	91.26	4,081	3,846	3,701	380	145
	515	257.08	11,498	10,834	10,426	1,072	408
	516	258.38	11,556	10,889	10,479	1,077	410
	517	88.33	3,950	3,722	3,582	368	140
	518	169.78	7,593	7,155	6,886	707	269
	543	82.12	3,672	3,460	3,330	342	130
	544	86.4	3,864	3,641	3,504	360	137
	545	82.08	3,670	3,458	3,328	342	130
6	601	308.43	13,796	13,000	12,510	1,286	490
	602	297.29	13,297	12,530	12,058	1,239	472
	603	292.54	13,084	12,330	11,865	1,219	465
	604	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	605	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	606	88.84	3,972	3,743	3,602	370	141
	607	80.53	3,600	3,393	3,265	335	128
	608	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	609	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	610	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	611	77.18	3,451	3,252	3,130	321	122
	665	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	666	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	667	83.04	3,714	3,500	3,368	346	132
7	701	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	702	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	703	166.11	7,429	7,001	6,737	692	264
	704	158.76	7,101	6,691	6,439	662	252
	705	156.75	7,011	6,607	6,358	653	249
	706	152.53	6,822	6,428	6,186	636	242
	707	80.46	3,597	3,389	3,262	335	127
	708	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	709	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	710	80.64	3,606	3,398	3,270	336	128
	711	76.81	3,435	3,237	3,115	320	122
	769	82.06	3,669	3,457	3,327	342	130

別表第1に示す貸付料及び水道光熱費は、一時間あたりの消費税を含んだ金額である。

使用時間に1時間未満の単位が発生する場合、当該1時間未満の時間は1時間とする。

大阪公立大学施設一時貸付申請書

公立大学法人大阪 理事長 様

申請者 団体名
代表者名

下記の施設を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、借受けについては、ご提示の条件、諸法規等を遵守するとともに、貸付料等のご指定どおり納付します。

1 使用責任者	所属及び職名	氏名
	住所	
	TEL	電子メール
2 使用期間	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :	
3 使用施設		
4 使用人数	人	
5 使用目的		
6 添付書類		
7 請求先住所		
8 請求先名		
9 請求書送付先		
10 その他		

様

公立大学法人大阪 理事長

大阪公立大学施設一時貸付許可書

年 月 日付で申請のありました施設一時貸付につきましては、次の条件を付けて許可します。

1 使用責任者	所属及び職名	氏名
2 使用期間	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :	
3 使用施設		
4 使用予定人数	人	
5 使用目的		
6 使用予定物品		
7 貸付料等 予定額	円 (消費税を含む) (内訳) 貸付料 円 水道光熱費 円	
8 使用の条件	(1)大阪公立大学施設一時貸付申請書等に記載された目的以外の用途に使用しないこと。また、貸与された施設を第三者に転貸しないこと。 (2)貸与された施設、設備及び物品等の保全に留意すること。	

	<p>(3)火災予防に細心の注意を払い、大学構内では喫煙をしないこと。</p> <p>(4)大学の構内は原則、車両入構禁止である。使用当日、やむを得ず車両を入構させる必要があるときは、事前に法人に申請すること。その場合にあっても必要最小限の範囲に留めること。また、当日の利用者による近隣への迷惑駐車を防止するための策を講じること。</p> <p>(5)許可なくして施設内において飲食をしないこと。</p> <p>(6)掲示物は、指定した場所以外に掲示しないこと。また、必要がある場合には、弱粘着の養生テープを使用すること。</p> <p>(7)法人は、施設について瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。</p> <p>(8)施設内における盗難や紛失等の事故や事件に関し、法人はその責を負わない。使用者の責において解決を図ること。</p> <p>(9)使用後は、清掃等後片付けをして、施設を原状回復のうえで返還すること。</p> <p>(10)その他、法人担当者の指示に従うこと。</p>
--	---

年 月 日

施設貸付料減額・免除申請書

公立大学法人大阪 理事長 様

申請者 団体名

代表者名

下記のとおり施設の貸付けについて貸付料の減額・免除を受けたいので申請します。

1 使用期間	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :
2 使用施設	所在地
	施設名
3 使用予定人数	人
4 使用目的	
5 減額・免除申請の理由	